

井戸等の応急修理に係る工事例

1 応急修理の工事例

- (1) **壊れた井戸等の構成要素**（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等）の補修、取替
- (2) 電動機（電動ポンプ）を固定して設置するための台座基礎の補修
- (3) **井戸の掘り直し**（既設井戸を深掘りする場合を含む。）
- (4) 被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共有し、共同利用するための**ポンプ・配管等整備**
- (5) 破損した既設配管内に一回り細い配管を新しく挿入し、既設配管と新設配管の隙間には砂利や薬液を充填して固定する補修
- (6) (3) の井戸の掘り直しを行った場合、井戸から取水された地下水の**水質検査**（飲用井戸等衛生対策要領（環境省）に基づき実施される、定期的水質検査のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度の 11 項目等）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 地震などに起因する被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた配管の補修
 - 壊れた電動機（電動ポンプ）の取替
 - ×古くなった配管の取り替え
 - ×古くなった電動機（電動ポンプ）の取替
- (2) 応急修理は現状復旧を原則とすることから、修理方法に複数の選択肢が想定される場合は、復旧の迅速さと経済的合理性等を踏まえて、適切な方法を検討すること。

3 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、「修理前（現況）」、「修理中」、「修理後」の写真を撮影し、提出すること。
注）ここでいう修理前（現況）の写真は、被災後の写真を想定している。ただし、洗浄の実施が可能な井戸等については、洗浄後の写真を想定している。
- (2) 「修理前（現況）」又は「修理中」のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前（現況）の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第 9 号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

（裏面へ続く）

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。)